「中医協の在り方に関する有識者会議」開催要綱

1 目的

厚生労働大臣と内閣府特命担当大臣(規制改革、産業再生機構) 行政改革 担当、構造改革特区・地域再生担当との間の「中医協の在り方の見直しに係る 基本的合意」(平成16年12月17日)に基づき、中央社会保険医療協議会 (以下「中医協」という。)の在り方について検討を行うことを目的として、 厚生労働大臣が有識者の参集を求め、開催するものである。

2 検討項目

- (1) 診療報酬改定に関する企画・立案の在り方との関係を含めた中医協の機能・役割の在り方
- (2) 公益機能の強化
- (3) 病院等多様な医療関係者の意見を反映できる委員構成の在り方
- (4) 委員の任期の在り方
- (5) 診療報酬の決定手続の透明化及び事後評価の在り方
- (6) その他、医療の現場や患者等国民の声を反映する仕組みの在り方

3 構成

有識者会議の参集者は、別紙に掲げる者とする。

4 運営

- (1) 有識者会議は、公開とする。
- (2) 有識者会議には、常時、厚生労働大臣が出席する。
- (3) 有識者会議は、中医協の在り方について、平成17年夏~秋までに結論を得るものとする。
- (4) 有識者会議の庶務は、厚生労働省保険局医療課において処理する。

「中医協の在り方に関する有識者会議」参集者

大森 政輔 (国家公安委員会委員、弁護士)

奥島 孝康 (早稲田大学大学院法務研究科教授)

奥野 正寛 (東京大学大学院経済学研究科教授)

金平 輝子 ((財)東京都歴史文化財団顧問)

岸本 忠三 (総合科学技術会議議員、大阪大学客員教授)

(五十音順、敬称略)

中医協の在り方の見直しに係る基本的合意

1 検討の場とその構成員

内閣官房長官が主宰する「社会保障の在り方に関する懇談会」の 審議を踏まえつつ、厚生労働大臣は、第三者による検討機関である 「中医協の在り方に関する有識者会議(仮称)」において検討を行う。

その構成員は、医療団体関係者、労使等の利害関係者以外の有識者とし、厚生労働大臣が内閣官房長官と協議し、任命する。

(注)「有識者会議」は公開とし、常時、厚生労働大臣が出席し、 国民に開かれた形で議論を行う。

また、厚生労働大臣は、「有識者会議」の検討状況を、社会保障の在り方に関する懇談会、経済財政諮問会議及び規制改革・民間開放推進会議に随時報告の上、「有識者会議」の結論を得る。

2 検討項目

診療報酬改定に関する企画・立案の在り方との関係を含めた中医協の機能・役割の在り方

公益機能の強化

病院等多様な医療関係者の意見を反映できる委員構成の在り方 委員の任期の在り方

診療報酬の決定手続の透明化及び事後評価の在り方 その他、医療の現場や患者等国民の声を反映する仕組みの在り方

3 スケジュール

平成16年度中の早期に「有識者会議」を設置し、平成17年夏~ 秋までに結論を得、その後可及的速やかに措置する。

平成16年12月17日

厚生労働大臣

内閣府特命担当大臣(規制改革、産業再生機構) 行政改革担当、構造改革特区・地域再生担当